

土地改良区の理事長・副理事長・総代が決まりました

■理事長・副理事長

理事長に鏡味昭史氏(生路)、副理事長に浪崎克則氏(生路)がそれぞれ就任しました。任期は令和5年10月22日から4年間です。

■総代

新しく33名が就任しました。任期は令和5年7月7日から4年間です。

●総代の地区、氏名

(順不同、敬称略)

・第1地区：外山 新一、間瀬 實
 ・第2地区：長坂 静夫、竹内 文彦、成田 正之、神谷 長生、平林 英昭
 ・第3地区：原田 辰雄、竹内 和司、長坂 幸治、杵本 明春
 ・森岡地区：大西 完二、間瀬 雅仁、間瀬 俊文

・緒川地区：戸田 武司、久米 光之、水野 公二、戸田 満男、山下 哲男
 ・荻又地区：浅田 康茂、伴 勝規

・第5地区：戸田 重雄、植田 和幸、貝沼 言行、戸田 喜久雄、水野 澄
 ・第6地区：長坂 登士也、長坂 康夫、久米 博彦、杉本 道彦、杉本 久夫、原田 一幸、長坂 則夫
圃町土地改良区事務局
 (農業振興課内)
 内線346

償却資産の申告



●償却資産とは

会社や個人で事務所、工場、商店、アパートなどを経営している方が、その事業のために所有している構築物、機械、工具などのこと。償却資産には、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。また、事業用に使う太陽光発電設備も償却資産に含まれます。

●申告が必要な方

令和6年1月1日(賦課期日)時点、町内に償却資産を所有している方
 ※資産の増減のない方や休業、廃業、移転などで資産がなくなった方も申告が必要

●申告期間

令和6年1月4日(土)～1月31日(水)

●申告方法

※申告期間の終了間際は、窓口が大変混み合いますので早めに申告してください。

郵送(消印有効)、eLTAX(エルタックス)または直接問い合わせ先へ
圃税務課 内線116
 〒470-2192

(住所不要)税務課
 資産税係

eLTAXは
 コチラ



介護保険料納付証明書を 送付します

令和5年1月1日～12月31日分の介護保険料の納付証明書を、令和6年1月末頃にお送りします。支払った介護保険料は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

※年末調整などにより事前に必要な方は、見込み額での納付証明書(特別徴収分を含む)を発行しますので役場ふくし課へ申請してください。

●公的年金(障害年金および遺族年金を除く)から天引き(特別徴収)された方
 納付証明書が送付されませんので、年金保険者(日本年金機構など)から送付される「公的年金等の源泉徴収票」をご利用ください。

圃知多北部広域連合
 事業課 資格管理係
 ☎052(689)2261
 圃役場ふくし課
 内線127

第4回知多北部広域連合介護保険 事業計画推進委員会(事前予約制)



介護保険の円滑な実施のため、事業の実施状況や課題を検討します。

●とき

12月18日(日) 午後2時～

●ところ

東海市しあわせ村 保健福祉センター
定員 3名(先着順)

●予約期間 12月8日(金)～15日(金)午後5時に問い合わせ先へ

圃知多北部広域連合
 事業課 給付係
 ☎052(689)2263

農業者の皆さんへ 農業者年金に加入しましょう



●以下の要件を満たせば誰でも加入可

- ・20歳以上60歳未満であること
- ・年間60日以上農業に従事していること
- ・国民年金第1号被保険者であること

●年金の型は2種類

- ・農業者老齢年金

納めた保険料とその運用収入を基礎とし、加入者全員が65歳から終身受給できます。

- ・特例付加年金
(政策支援部分の年金)

保険料の国庫補助額とその運用収入を基礎とし、農

業経営から引退(経営継承)した方が終身受給できます。

●保険料を自由に選択

(農業者老齢年金のみ)

保険料は、月額2万円～6万7000円の間を千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

●80歳までの保証が付いた終身年金

- ・年金は終身受給できます。
- ・加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の死亡時の現在価値相当額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

●税制面でも優遇措置

- ・保険料は全額が社会保険控除の対象で、支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。
- ・死亡一時金は非課税です。
- ・農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)も非課税です。

●農業者委員会

(農業振興課内)
内線344



家屋の取り壊しや 改築をしたら連絡を!



固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)現在の状況で課税されます。住宅の取り壊し、新築、増築、店舗・

事務所から住宅への改築、住宅から店舗・事務所への改築などが行われた場合、固定資産税・都市計画税が

変わることがあります。

家屋の全部または一部を取り壊したときや、新築、増築、改築、用途変更したときは問い合わせ先へ

●内容
固定資産税課 内線116

12月4日～10日は人権週間

「誰か」のこと

じゃない。

●人権擁護委員はあなたの身近な相談相手です

隣近所のもめごと、家族間の問題、体罰やいじめ、職場におけるセクハラ、DVなどでお悩みの方は、

心配ごと相談(毎月第3火曜日)をご利用ください。

相談は無料で秘密は厳守します。

●講師
弁護士、司法書士など

●申込み
12月4日(月)から問い合わせ先へ

成年後見サポーター研修講座



●とき
令和6年1月12日～2月15日

(毎週金曜日 全6回)
午後1時30分～4時
※第6回のみ木曜日

●ところ
知多市福祉活動センター

●定員 30名(先着順)

●受講料(資料代)
1000円

●内容
法定後見の申し立て手続き、後見人の実務など

●講師
権利擁護支援センター

●申込み
12月4日(月)から問い合わせ先へ

●内容
権利擁護支援センター